

家 事 裁 判 官 別 事 件 担 任 表 (審判・調停)

大津家庭裁判所

令和6年2月末日現在

区分 事件別 審判官 名	受 理			既 濟			未 濟 事 件	未 濟 事 件 の 審 理 期 間						備 考	
	旧 受	新 受	計	審 判	そ の 他	計		3 月 以 内	3 月 超 え 6 月 以 内	6 月 超 え 1 年 以 内	1 年 超 え 2 年 以 内	2 年 超 え 3 年 以 内	3 年 超 え る も の		
(大津本庁)															
西 田 隆 裕	審 判														
	調 停														
細 島 秀 勝	審 判														
	調 停														
竹 内 る い	審 判														
	調 停														
小 計	審 判	438	711	1149	617	15	632	517	425	46	26	18	0	2	517
	調 停	467	80	547	36	33	69	478	187	117	117	48	7	2	478
(彦根支部)															
川 崎 博 司	審 判														
	調 停														
千 葉 康 一	審 判														
	調 停														
小 計	審 判	164	248	412	245	7	252	160	130	24	4	0	2	0	160
	調 停	226	49	275	23	9	32	243	85	75	58	24	1	0	243
(長浜支部)															
佐 藤 文 子	審 判														
	調 停														
(高島出張所)															
細 島 秀 勝	審 判														
	調 停														
合 計	審 判	680	1092	1772	989	22	1011	761	626	76	36	18	2	3	761
	調 停	821	150	971	64	56	120	851	332	230	202	76	9	2	851

家事裁判官別事件担任表(訴訟)

令和6年2月末日現在

大津家庭裁判所

区分 裁判官氏名	受理			既済				未済件数	未済事件の審理期間					6月を超えての 審理期間の 指定日	結審後2箇月を超えて判決言渡のされていないものの件数				備考	
	旧受	新受	計	判決	和解	取下その他	計		1年以内	1年を超えて2年以内	2年を超えて3年以内	3年を超えて4年以内	4年を超えるもの	計	2月を超えて4月以内	4月を超えて6月以内	6月を超えて1年以内	1年を超えるもの		
(大津本庁)																				
細島 秀勝																				
竹内 るい																				
小計	79	3	82	3	1	2	6	76	47	20	7	0	2	76	0	0	0	0	0	
(彦根支部)																				
千葉 康一																				
(長浜支部)																				
佐藤 文子																				
合計	113	5	118	3	2	3	8	110	74	26	8	0	2	110	0	0	0	0	0	

少年事件裁判官別担任表

令和6年2月末日現在

大津家庭裁判所

裁判官名	区分	受理人員			既済人員	未済人員	未済人員の審理期間						備考	
		旧受	新受	計			1月以内	1月を超えて3月以内	3月を超えて6月以内	6月を超えて1年以内	1年を超えて2年以内	2年を超えるもの	計	
細島秀勝	一般													
竹内るい	一般													
沖敦子	一般													
西脇真由子	一般													
大嶋真理子	一般													
	一般			0		0								0
小計	一般	70	34	104	57	47	24	20	3	0	0	0	47	
細島秀勝	道交													
竹内るい	道交													
沖敦子	道交													
西脇真由子	道交													
大嶋真理子	道交													
	道交			0		0								0
小計	道交	7	10	17	5	12	9	3	0	0	0	0	12	
合計		77	44	121	62	59	33	23	3	0	0	0	59	

※ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反、自動車運転過失致死傷(旧法)、危険運転致死傷(旧法)、車両運転による(重)過失致死傷は、一般事件に含まれる。

※ 準少年保護事件(4-)、反則金不納付事件(6-)を除く。

※ 割替えをした場合は、旧受で調整